

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	三重県伊賀市・名張市	区分	広域・委託（社協）
キーワード	親族後見人支援、市民後見人養成・支援、他制度との連携		

「後見人の集い」による後見人の相互交流の取組

I. 概 要

1. 自治体概要（2市の合計値）

人 口	169,607人
面 積	688km ²
高齢化率	16.1%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	271人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	1,574人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,476人

（伊賀市2019年12月31日、名張市2020年1月1日現在）
（日常生活自立支援事業利用者数は2019（R1）年12月末現在）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
372人	258人	84人	26人	4人

(2019 (R1) 年7月時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	—	—	5件	—
内 高 齢 者	—	—	5件	—
障 害 者	—	—	0件	—

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
養成252人 登録 12人	3人	—	—

(2018 (H30) 年度末時点)

3. 事例のポイント

▶身近な地域で本人を支える福祉コミュニティ、 関連制度と連携した権利擁護支援

伊賀市・名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し、「いが地域福祉後見サポートセンター」を整備。社協が取り組んできた福祉コミュニティづくり、法律・医療・福祉分野関係機関との連携、日常生活自立支援事業、困窮者自立支援制度等との事業間連携を活かした権利擁護支援に取り組む。

▶「後見人の集い」等による後見人の相互交流

「伊賀市と名張市で活動している成年後見人が集い、成年後見人同士が日頃の後見活動を語り合い、また、法律・福祉の専門家から助言を受けることもできる場」として、「後見人の集い」を伊賀市・名張市で開催。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
他制度との連携	調整 受任調整会議 後見人候補者 推薦 親族申立の 相談・支援 法人後見
市町村長申立	活用 補助・保佐の 活用 任意後見制度 意思決定支援 協議体、合議体 の設置 当事者団体との 連携 家裁との連携 専門職団体との 連携 不正防止（効果）

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2003（H15）年	全国社会福祉協議会委託「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」実施。 Point 1
2004（H16）年	厚生労働省未来志向研究プロジェクト「福祉後見サポートセンター設立研究事業」実施。
2006（H18）年 8月	伊賀市・名張市から伊賀市社協への委託事業として、伊賀地域福祉後見サポートセンターを開設。 Point 2
2008（H20）年	「後見人の集い」を年2回開催。
2019（R1）年 8月	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として整備。



POINT

Point 1

制度の周知不足や財源の問題等から、伊賀地域において成年後見制度が十分に活用されていない、福祉的な支援が必要な人に適した成年後見人等の確保が進んでいない等の課題が明確になりました。

一方で、必要な支援を担う第三者後見人としての専門職が不足していることもわかりました。

Point 2

伊賀地域福祉後見サポートセンター設置趣意書には、伊賀市、名張市、伊賀市社協、名張市社協の連名により、センターの主な機能として以下を挙げています。

- ①成年後見制度利用支援
- ②福祉後見人材バンク
- ③後見人サポート
- ④啓発・研修
- ⑤法人後見支援

①について、成年後見制度を必要とする人、申立をしようとする人に対し、制度を利用しやすく

するための業務を行っています。

②に関し、伊賀市または名張市の日常生活自立支援事業生活支援員養成研修の修了者を対象に、将来、伊賀地域で福祉後見人（市民後見人）として活動できる方を育てていくこと、成年後見制度の啓発を目的として2006（H18）年度より「福祉後見人養成研修」を行っています。

研修修了後、成年後見制度に関する活動（生活支援員、法人後見の協力員等）、面接を経て後見人候補者として登録（家庭裁判所への推薦）が可能となります。

なぜ、2市でセンターを整備したのでしょうか？

センター設置には一定の行政規模が必要という判断から、伊賀地域（伊賀市・名張市）での設置となりました。

当時、伊賀市社協が地域福祉権利擁護事業（現日常生活自立支援事業）の基幹的社協であり、裁判所支所の管轄圏域とも一致しています。



Ⅲ. 伊賀市・名張市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

伊賀市・名張市の2市が福祉後見サポートセンターを伊賀市社協に委託しており、2019（R1）年8月から中核機関に位置づけています。

センターの業務としてサポートセンターの「運営委員会」と関係者の「ネットワーク」の2層構造をとっています。

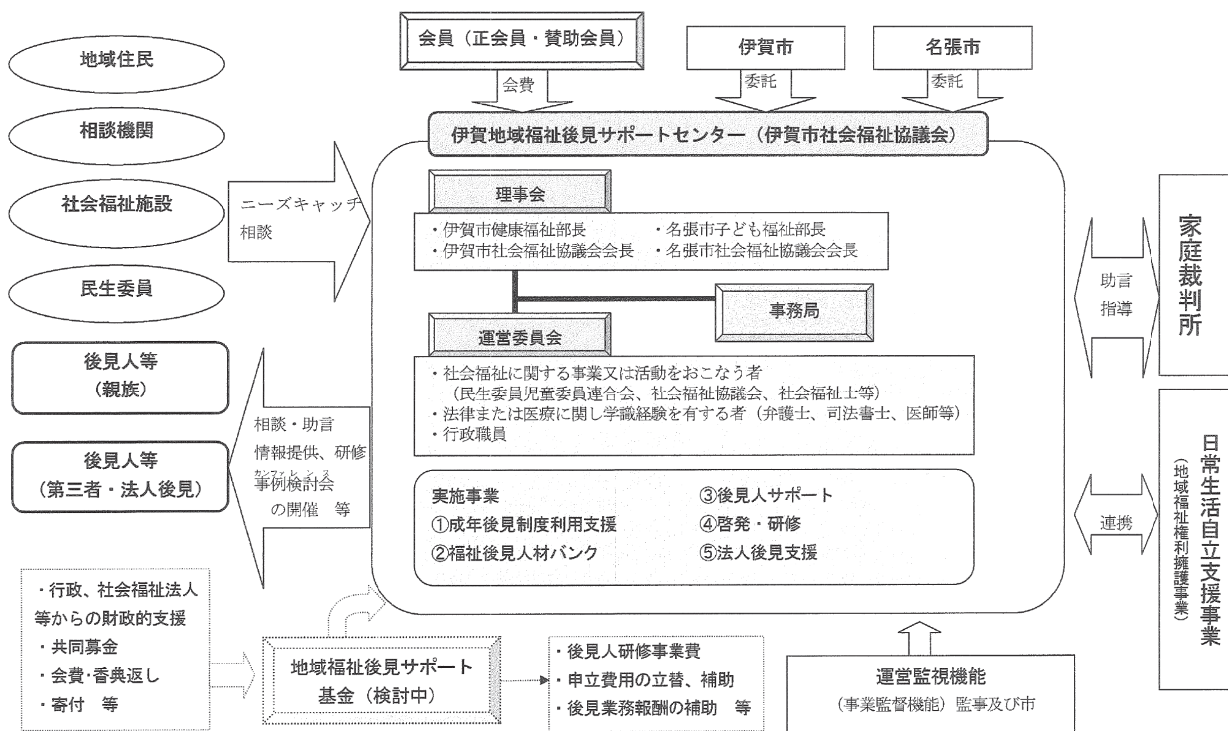
伊賀市、名張市ともに、全世代型の総合相談窓口の体制を整備しています。そのため、包括などの身近な相談機関における地域ケア会議等で検討

されたケースを中核機関につなぐ仕組みがあります。

名張市の地域包括支援センターと中核機関にて、定期的に方針の検討・専門的判断に関する検討会を開始しています。

また、伊賀市社協では、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業（日自）を行っています。特に日自については中核機関と同じ課内の事業であり、日自から成年後見制度へつなぐ場合はスムーズな連携が図られています。

伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図（平成28年4月現在）



2. 後見人の集い

センターでは、平成20年度より「後見人のつどい」を年2回、伊賀市・名張市にて開催、親族、市民（福祉後見人）、専門職、法人の属性を問わず、成年後見人等を受任した人が参加しています。

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。

弁護士や社会福祉士等の専門職が、親族後見人や市民後見人等が日々後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じる事等の相談にも応じる場となっています。

後見人のつどい

「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」
「後見人の仲間をつくりたい・・・」
「専門家の助言がほしい・・・」

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は、弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じる事等の相談にも応じます。日頃後見活動をしている方、ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

【日 時】 2020年2月20日（木）13:00～15:00
【場 所】 上野ふれあいプラザ 3階 視聴覚室（伊賀市上野中町2976番地1）※裏面地図
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等のご協力ください。
【対象者】 後見人もしくは被後見人が伊賀市・名張市の方
【申込み方法】 2月14（金）までに、下記までお申込みください。
【申込み・問合せ先】 **伊賀地域福祉後見サポートセンター**
〒518-0869 伊賀市上野中町2976-1
上野ふれあいプラザ3階（伊賀市社会福祉協議会内）
☎0595-21-9611 / FAX0595-26-0002
✉kouken@hanzou.or.jp

参加費 無 料

申込者（後見人）	ふりがな		
氏 名			
住所	〒		
電話番号		生年月日	T・S・H 年 月 日
被後見人（ご本人）との関係	親 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ 親族 ・ 第三者		
被後見人類型	補助 ・ 保佐 ・ 後見	活動開始時期	平成 年 月 頃より
被後見人の状況	在宅（同居・別居） ・ 施設入所 ・ 入院 ・ その他（ ）		
◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。			

担当者より

権利擁護支援を通じて、詐欺や消費者被害など様々なニーズがみえます。解決のための仕組みがあれば、結果として市民にメリットがあります。

市民や金融機関、医療機関等に制度が浸透していくよう、周知・啓発に力を入れたいと考えています。



■参考URL 連絡先

伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課
TEL：0595-22-9634

名張市福祉子ども部 地域包括支援センター
TEL：0595-63-7833

伊賀市社会福祉協議会
伊賀地域福祉後見サポートセンター
TEL：0595-21-9611
URL：<http://www.hanzou.or.jp/service/kenriyogo/>